

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、児童手当(特例給付)関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をにう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に当該手当を支給する制度であり、児童手当法に基づき認定請求書より、申請情報の登録、認定決定、支払月額の決定、各種通知書の作成を行う。
③システムの名称	総合福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の56項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26,30,87の項) 【別表第2における情報照会の根拠】：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項(74,75の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部こども政策課
②所属長の役職名	こども政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来部こども政策課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅵ リスク対策		新規作成	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ -1.対象人数	平成27年9月1日	令和2年3月1日	事前	
令和2年4月1日	Ⅱ -2.取扱者数	平成27年9月1日	令和2年3月1日	事前	
令和3年4月1日	Ⅱ -1.対象人数	令和2年3月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ -2.取扱者数	令和2年3月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年9月1日	I -4法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)および別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(第26項、第30項、第87項) (別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項(第74項、第75項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)および別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(第26項、第30項、第87項) (別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項(第74項、第75項)	事前	
令和5年4月1日	I -1-③システムの名称	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	総合福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年4月1日	I -4法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)および別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(第26項、第30項、第87項) (別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項(第74項、第75項)	番号法第19条第8号、別表第2【別表第2における情報提供の根拠】:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26,30,87の項) 【別表第2における情報照会の根拠】:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項(74,75の項)	事後	
令和5年4月1日	I -5評価実施機関における担当部署	子育て健康部子育て支援課 子育て支援課長	こども未来部こども政策課 こども政策課長	事後	
令和5年4月1日	I -8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	子育て健康部子育て支援課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111	こども未来部こども政策課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111	事後	